第五十一条の二中「第二項」を削り、同条に次の七項を加える。

2　平成三十一年十月三十一日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車であって車両総重量が十二トンを超えるもの（平成二十九年十一月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十九年十月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、保安基準第四十三条の六の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成二十七年国土交通省令第三号）による改正前の保安基準第四十三条の六の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成二十七年国土交通省令第三号）による改正前の保安基準第四十三条の六の規定に適合するものであればよい。

3　平成三十三年十月三十一日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車であって車両総重量が十二トン以下のもの（平成三十一年十一月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成三十一年十月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、保安基準第四十三条の六の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成二十七年国土交通省令第三号）による改正前の保安基準第四十三条の六の規定に適合するものであればよい。

4　平成三十一年十月三十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）であって車両総重量が二十二トンを超えるもの（平成二十九年十一月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十九年十月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、保安基準第四十三条の六の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成二十七年国土交通省令第三号）による改正前の保安基準第四十三条の六の規定に適合するものであればよい。

5　平成三十二年十月三十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）であって車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のもの（平成三十年十一月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成三十年十月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、保安基準第四十三条の六の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成二十七年国土交通省令第三号）による改正前の保安基準第四十三条の六の規定に適合するものであればよい。

6　平成三十三年十月三十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車であって車両総重量が十三トンを超えるものを除く。）であって車両総重量が八トンを超え二十トン以下のもの（平成三十年十一月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成三十年十月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、保安基準第四十三条の六の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成二十七年国土交通省令第三号）による改正前の保安基準第四十三条の六の規定に適合するものであればよい。

7　平成三十三年十月三十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のもの（平成三十一年十一月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成三十一年十月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、保安基準第四十三条の六の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成二十七年国土交通省令第三号）による改正前の保安基準第四十三条の六の規定に適合するものであればよい。

8　平成三十二年十月三十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車に限る。）であって車両総重量が十三トンを超えるもの（平成三十年十一月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成三十年十月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、保安基準第四十三条の六の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成二十七年国土交通省令第三号）による改正前の保安基準第四十三条の六の規定に適合するものであればよい。

第六十二条に次の一項を加える。

11　平成三十三年九月三十日以前に製作された原動機付自転車（平成三十年十月一日以降に型式の認定を受けた原動機付自転車を除く。）については、細目告示第二百四十二条第二項及び第二百五十八条第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第四十二号）による改正前の細目告示第二百四十二条第二項及び第二百五十八条第二項の規定に適合するものであればよい。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第四十四号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年一月二十二日　　国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第二十条第四項及び第五項」を「第二十条第四項から第六項まで」に改め、「第四十三条の二」の下に「、第四十三条の六」を加え、「第四十五条第二項及び第三項」を「第四十五条第二項」に改め、同条第五号中「第二十条第四項及び第五項」を「第二十条第四項から第六項まで」に、「第三十七条第一項、第四十条第一項並びに第四十五条第三項」を「第三十七条第一項並びに第四十条第一項」に改める。

第二条第一号中「第二十条第四項及び第五項」を「第二十条第四項から第六項まで」に改め、「第四十一条の三第一項」の下に「、第四十三条の六」を加え、「、第四十五条第三項」を削る。

第三条第一号中「第四十三条の二」の下に「、第四十三条の六」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。